

令和7年度第1回カスタマーハラスメント防止対策推進会議 概要

1. 日時：令和8年2月20日（金） 15時32分～15時45分
2. 議事概要：以下のとおり

（松下雇用経済部長）

- ・令和7年度第1回目のカスタマーハラスメント防止対策推進会議を開催する。
- ・本日の会議は、主にカスタマーハラスメント防止条例の中間案の概要について確認いただくために開催するもの。
- ・それでは、事務局から説明をお願いします。

○資料1、2について事務局（早川雇用対策課長）より説明。

（長崎政策企画部長）

- ・カスハラ防止対策は非常に重要な取組であり、県政の重要課題である人材確保対策の推進にもつながるものである。
- ・このため、県の人材確保対策推進方針においても「ジェンダーギャップの解消と働きやすい職場づくり」の取組の一つとしてカスハラを含むハラスメントへの対応を位置付けている。
- ・引き続き、雇用経済部を含め各部局と緊密に連携を図りながら、取組の支援、総合調整などにしっかりと取り組んでいきたいので、協力をお願いします。

（楠田環境生活部長）

- ・消費者教育の視点から発言する。カスハラを防ぐためには消費者側の理解が不可欠であることは言うまでもなく、昨年度から出前講座等の機会を通じて、消費者が事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイントを伝えるなど消費者教育に取り組んでいる。
- ・条例第12条にもカスハラ防止に関する啓発・教育が規定されることから、雇用経済部ともこれまで以上に緊密に連携を図りながら取組を進めていきたい。

（一見知事）

- ・ようやくカスハラ防止条例案を作るまで辿り着いてきたところ。
- ・最終的な検察庁、法務省との協議は残っているものの、概ねこういうやり方、この形でのいのではという話も聞いている。最終的な詰めをもう一息頑張ってもらいたい。
- ・カスハラに毅然と対応する県であるということを、職員一人ひとりに伝えてほしい。
- ・日本は外国と比べてカスハラに対して甘い国であった。例えば県庁内でも、かつては外部の方からハラスメントが行われていたと聞いている。それに対して、職員一丸となって対

応せず「上手にやれ」と言われていたこともあったようである。「上手にやれ」ではなく、「適切にやるべき」である。

- ・「自分も一緒にやる」、そういう組織でないと県民のために働くことができない。
- ・いじめでも良く言われるが、傍観者もいじめに加担していると言われている。職員も同じであり、職員がハラスメントの被害に遭っているとき、後ろに控えている管理職がその場からいなくなるような組織ではいけない。一丸となってハラスメントに対応する組織であってほしい。
- ・今回の条例は、県職員だけではなく、教員や県内で働くあらゆる産業の方々を守る条例であるので、この条例が成立することによって働きやすく、住みやすい三重県に一步近づくだろうと思っている。
- ・条例の制定に向けて動き出しているが、並行して事業者への助言、事案の収集・分析、審査会の設置に向けた準備にも取り組んでいただきたい。各部局からも業界団体への働きかけをしていただきたい。
- ・条例が制定されることによって、他の自治体も動き出していき、国においても議論がなされて、より実効性のある法制度になることを期待しているが、何よりも働きやすい三重県になるように願っている。
- ・今回の条例はカスハラを対象としたスキームだが、例えば、性暴力（の根絶をめざす）条例に盛り込まれたスポーツのハラスメントにも援用できる可能性がある。カスハラ防止条例のスキームを他に援用できるものがないか、こうした視点でもう一度各部局においてもチェックしてもらいたい。